

台湾における日本時代官舎の変容および伝統的住空間の構成に関する研究(1) (梗概)

青木 正夫

1. はじめに

近年住宅計画の分野において、住様式をめぐる議論が盛んである。続き間座敷を中心とする接客空間のあり方、近代住居理論の中心をなす公私室型の展開方向、あるいは起居様式の動向等、将来の日本の住様式の発展の方向を探り、住空間構成の指針を見いだそうとする議論である。

筆者等は、中流住宅の平面構成に関する一連の研究⁽¹⁾の中で、日本の明治期の近代化の過程の中で成立した、続き間座敷を持つ官舎・社宅系住宅の平面構成が、当時の都市における典型的な中流住宅として位置づけられる事を指摘し、その特質として家族と使用人、家族と客との生活領域を区分するため中廊下が発生し、いわゆる中廊下型住宅へと完成されていったこと、室構成については、座敷は主人の居間としての性格を強く保持し、かつ接客の場として欠くべからざるものとして存在したが、続き間座敷とはいえ、次の間は座敷の控えの間としての機能を弱め、家族生活の場へとその性格を変えてゆき、更に家族生活の核としての茶の間が確保され、南面化による居住条件の改善も進められたこと、しかし当時の家父長制度の下では夫婦寝室や子供室が確立し得なかったことなどを明らかにした。

このような日本の特質を持つ官舎系住宅は、第二次世界大戦まで日本国内のみでなく、当時日本の統治下にあった台湾においても多数建設された。これらの住居は戦後取り壊されたり、廃屋として放置されたものも多いが、一方で官舎・社宅のまま引き継がれ、台湾の人々の住居として活用され現在に至っているものも多く、戦後40年以上を経て様々な増改築が行われ、異なる住まい方がなされている。

本報告は、この日本式住居の増改築による空間の変容と、台湾の人々の住まい方の分析を通じ、日本と台湾の住様式の相違性を比較住居論的視点から論ずるものである。

2. 調査概要

調査は戸別訪問により住戸プラン・家具配置の実測・写真撮影・住まい方のインタビューを同時に行った。調査期間は昭和61年6月23日～7月3日および7月25日～8月10日であり、主に西海岸の主要都市⁽²⁾を調査対象地とした。

調査件数は全体で133戸であるが、この中には官舎だけではなく、比較的規模が大きく個人住宅として建設されたものや、社宅等も含まれ、室数も10室近くもある大規模なものから2室型の小規模なものまでバリエーションがある。このうち本報告では、住戸平面構成の差異および居室数の差が住まい方に及ぼす影響をみるため、玄関と座敷の位置関係の異なる3・4室で構成される住戸および中廊下型住戸等、10タイプ、88戸を分析対象とした。図-1に現地調査により採取した各住戸タイプの原型平面と分析件数を示す。

1～5は、日本においては敷地北面からのアクセスを前提として、北側に玄関、南側に続き間座敷が配置された平面型である。1は玄関の間の横に居室があり、その奥に続き間座敷がある。このような構成を持つ平面を、「北入り3室A型」とする。この型では、茶の間と座敷が連続する。また2のように玄関横の居室の代わりに次の間と独立した茶の間があるものを「北入り3室B型」とする。3は、玄関の間を中心に右側に居室が、左側に茶の間があり、その奥に続き間座敷がとられている。これを「北入り基本型」とする。この平面型は日本の明治後期から昭和戦前期にかけての官舎・社宅の典型的なタイプで、台湾においても各地に建設されており、1戸建住宅のみでなく2戸建住宅においても採用されている事例が多い。4は、北入り基本型の発展型で茶の間、台所から浴室・便所への動線を確保するため、たて中廊下を通った平面で、この中廊下により続き間の通り抜けの問題が解決される。これを「北入りたて中廊下型」とする。更に5は茶の間の通り抜けを解決すべくヨコ中廊下が付いたもので、「北入りコ字中廊下型」とする。この住戸平面の特徴は、座敷・次の間が広く、住居の中央に位置し、玄関の脇に洋風応接室が設けられ、一方内玄関を有し、

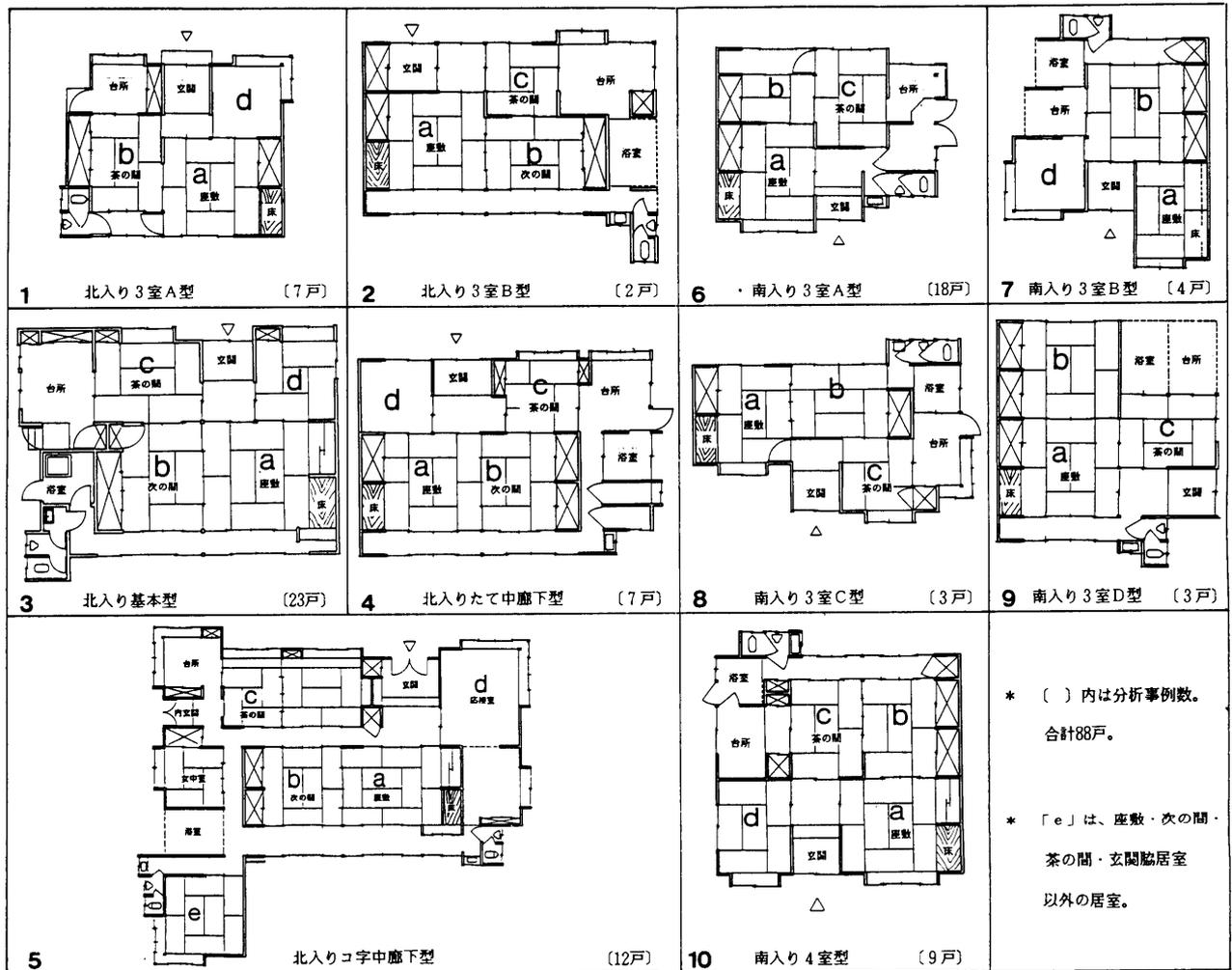


図-1 分析対象住戸原型平面図

台所近くに女中室がとられている点で、当時の上級官吏の官舎の一典型である。

これに対し6~10は、日本においては敷地南面からのアクセスを前提として、南側に玄関・座敷が配置された平面型である。6~9は、座敷・次の間・茶の間から構成されるもので、これらを「南入り3室型」とする。この型は平面型にバリエーションがみられ、玄関の付き方や、座敷と次の間の規模に差がある。特にAタイプの平面は、玄関の間を中心に座敷・茶の間・便所・浴室がコンパクトにまとめられた合理的な平面といえよう。10は南入り3室型に玄関脇の居室が1室付加された平面で、これを「南入り4室型」とする。

3. 増改築による空間変容

3-1 増改築による室数増加

昭和11年3月に発行された「臺北市に於ける中間層俸給生活者住宅調査」より当時の居住状況を見ると、1世帯当たり家族人数が6人以上の世帯が全体の4分の1を

占め、しかもそれらは1人当たり畳数が3枚未満しか確保されていない。そもそもこのように家族人数に比して室数・畳数が少ないことは、食卓を片付けそこで就寝も行うといった居室の転用性を前提として成立した、日本住居の特質の一つである。

一方、台湾の起居様式はイス座が基本で、家具の持ち込みに規定され、各々の居室の機能が明確である。すなわち、客厅・餐厅・主臥室および臥室等が最低必要となる。従って、台湾の人々が日本式住居に居住する場合、居室数の不足は避けられず、増改築が行われることになる。

事実、現室数^(e3)と既存室数の相関をみれば、現室数は4室から9室の間に分布し、増改築による室数の増加が顕著である。全体的には既存室数が少ない3室型で増加室数が多く、その平均は2.6室であるが、既存室数が多くなるに従い増加室数は少なくなる。各室は、客厅・餐厅・臥室という基本的空間とその他の余裕室から構成されている。この余裕室の中には、家族人数の減少に伴い現在では非就寝室となっているものが約半数含まれている。この中には、起居室や書房あるいは来客時の宿泊室として転用されているものもあるが、大多数は臥室としてのし

つらえを残したまま余室となっている。これらの居室を旧臥室と定義すれば、旧臥室以外の余室の用途は、書房（55室中10室）、起居室（同10室）そして倉庫（同9室）などである。

ここで、客厅・餐厅・臥室そして旧臥室の合計室数を必要室数と定義すれば、約半数（88例中39例）が現室数と必要室数が一致する。また残る現室数が必要室数を上回る事例についても、31例までが余室1室であり、余室2室以上のものはわずかであること、更にこれらの余室も書房・起居室・客房等に利用されていることから、増加室数は基本的には既存室数と必要室数とに規定されることがわかる。従って、既存室数が同じでも増加室数に差が生じるのである。

3-2 増改築の位置と用途

室数の増加には、増築によるものと改築によるものがあり⁽⁴⁾、全179室の増加室数のうち増築によるものが143室と約8割を占め、その用途は臥室が全体の約6割、餐厅・厨房が約2割を占め、客厅はわずか3例である（表-1）。

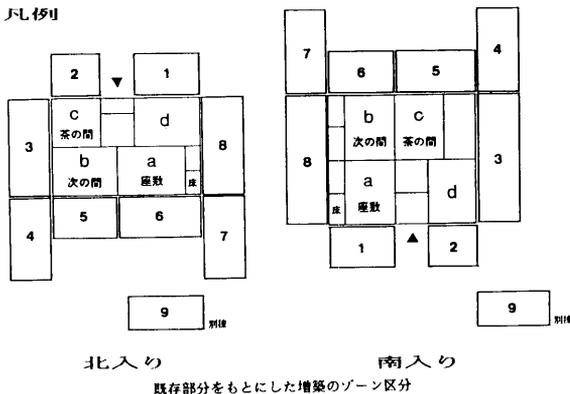
次に増築位置は、アプローチの反対側の〔4〕〔5〕〔6〕〔7〕（表-1の凡例参照、以下同じ。）に集中しており、しかも臥室の占める割合が大きい。次いで両横側が多い

表-1 増改築の位置と用途

用途	公室系			臥室系		その他					計
	客厅	餐厅	起居室	神前	臥室	書房	客房	増室	倉庫	その他	
増築	1	2			1						3
	2		1	1		1				1	4
	3		12	1	4	1	1				20
	4		3	1	7	5	1			2	20
	5		4		9	5	1	1		1	22
	6		2	1	12	12	1		2	2	32
改築	5-6		3	2	2					1	8
	7				6						6
	8	1	1		4	2	3			1	12
	9		2		7	6		1			16
小計	3	28	6	1	52	32	7	2	2	5	143
改築	台所	1	16		6					1	24
	便所		1		1	3					5
	浴室			1							1
	玄関	2			1	2					5
	女中室				1	1					1
小計	3	17		1	8	6				1	36
計	6	45	6	2	60	38	7	2	2	5	179

*改築の位置は、周辺部と一体化しているものも含まれる。

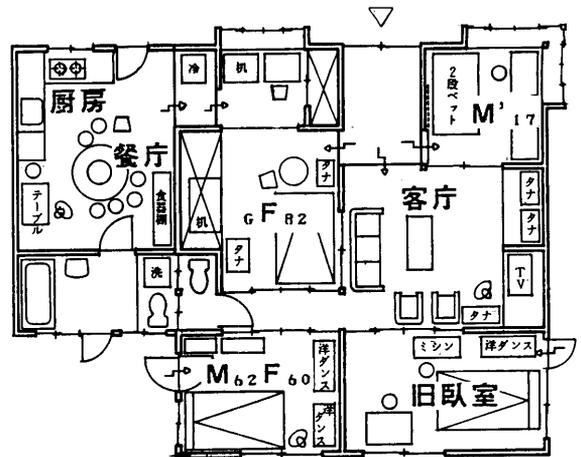
凡例



が、特に台所側〔3〕は餐厅・厨房の増築が多く、中には敷地境界の塀まで増築し、規模の拡大を図る事例がみられる。ただし、南入りタイプでは全事例とも連続建であるため座敷側〔7〕〔8〕の増築は存在しない。また、別棟として増築されたものもあるが、大半が臥室でアプローチの反対側に位置している。一方、アプローチ側の増築は少ないが、客厅が増築された3例のうち2例がこの位置であり、また臥室がこの前側に増築された事例もわずかながら存在する。

以上の増築位置の傾向には、平面型による差異はみられないが、アプローチの反対側の増築形態には平面型による差が表れている。すなわち、北入り3室型では室数が少ないためかなりの増築がみられるが、9例中7例が続き間の外側〔5〕〔6〕の位置に、増築がなされている（事例-1⁽⁵⁾）。これらは、連続建で座敷側〔7〕〔8〕に増築不可能なものや、あるいは台所の横側の空きスペースが少ないものが大半で、敷地の空間条件に規定されているためである。しかし、北入り基本型になると1戸建がほとんどの上、住戸規模の拡大とともに敷地にも余裕があり、両横側の〔4〕〔7〕あるいは〔8〕の位置での増築が可能となるため、続き間部分の開口を保持し、通風・採光を確保する例が多くなる。また一方、敷地の制約がないにもかかわらず、北入り3室型と同様、〔5〕〔6〕の位置に増築される例もあるが、続き間に客厅をとれば私室への動線処理が容易であることもあり、この形態が前庭を重視する台湾の人々にとって必ずしも不合理なものではないことを示唆している。

次に、北入りたて中廊下型やコ字中廊下型になると、もともと室数が多いため増築が少なく、また〔4〕に既存の居室があるものもあり、更に敷地の制約がないことから、増築されても続き間の開口をふさぐものは、ほと



事例-1 縁側の外側に臥室が増築され、縁側が中廊下として活用されている事例。
（北入り3室A型、原型平面図は図-1の〔1〕）

んどみられない。

一方、南入りタイプの場合は全事例が連続建のため、3室型で北入りと同様に、アプローチの反対側に開口をふさいで増築されるものがみられる。しかし、北入りとは異なる増築形態として、アプローチの反対側に臥室が別棟として増築されるものが多く見受けられ(事例-2)、これは平面構成の差異による客厅や臥室のとられ方の差異に起因していると考えられる。つまり、南入りでは次の間〔b〕・茶の間〔c〕が臥室になりやすいため、別棟に臥室を増築した方が動線処理を行いやすい上に、通風・採光も確保できるというメリットがある。なお、4室型では増築が少なく、アプローチの反対側での増築はほとんどみられない。

次に改築には、元の台所を拡張して餐厅に使用するような比較的軽微なものから大改造に至るまで、いくつかの段階があるが、改築が行われやすいのは元の台所の位置で、しかも餐厅・厨房関係である。その他特徴的なものとして、玄関脇の便所まわりを改築して臥室にするもの、アプローチの変更に伴い玄関を床上化して居室化するものなどがある。

3-3 客厅の増改築と内部改修

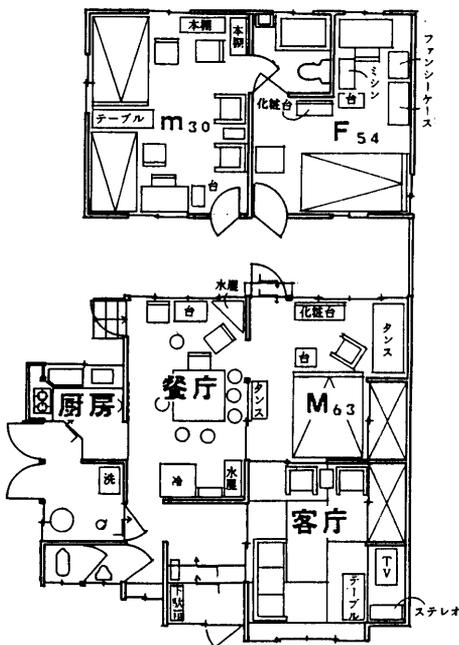
伝統的住宅のみでなく、現在建設されている住宅においても、客厅は公室の核となる部屋であり、アプローチに対する前面配置と、イス座式の接客が可能な一定の規模を具備している。日本式住居に入居する場合にも、客厅とする部屋が優先的に決められるのが一般的で、その

基準は住居の出入口に対する位置と部屋の広さである。従って、客厅の位置は、住居の平面構成及び各居室の規模に規定される側面が大きい。

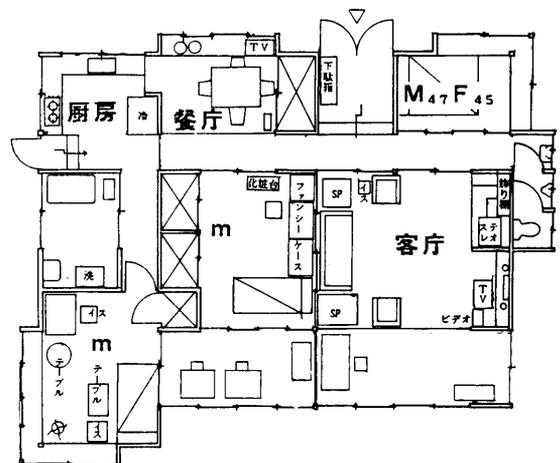
南入り住戸で、玄関脇に最も規模の大きい座敷〔a〕がとられている平面型では、座敷〔a〕が客厅に充てられるのが基本であるが、座敷〔a〕より隣接する〔b〕の規模が大きく、玄関から〔b〕へ直接入れる平面型では、規模要求を優先させ、〔b〕が客厅となりやすい。

更に、座敷〔a〕が最も規模が大きいのにもかかわらず、次の間〔b〕と茶の間〔c〕の間仕切りを取り払って一体化したり、茶の間〔c〕と玄関部分を改造により一体化して客厅に充て、規模を拡大している事例もある。

次に、北入りは、コ字中廊下型や基本型のうち、玄関脇に座敷〔a〕よりも規模が広い、または同程度の規模の応接室〔d〕を持つ平面では、元来洋風応接室として設計されており客厅に最もふさわしく、一定の規模が確保できるためこの応接室〔d〕に客厅が充てられる場合もあるが、それ以外では座敷〔a〕が最も広い居室である。従って、この場合には、客厅は規模が優先され座敷〔a〕にとられるのが基本であるが、座敷は6帖ないし8帖が一般的で、この程度の広さでは十分とはいえず、障子を取り払い縁側まで一体的に客厅とするものが多く(事例-3)、更に建て増しにより縁側そのものを広げる事例もみられる。この他、座敷〔a〕の床の間・押入れを取り除き、客厅の規模を拡大するものもある。更により積極的な拡大の仕方として、家族人数が少なく室数に余裕がある場合や、増築により臥室が確保されている場合には、ふすまを取り外したり、更にはそで壁をも取り払って続き間全体をワンルーム化し客厅とする事例が、北入り基本型や中廊下型に比較的多くみられる。



事例-2 アプローチの反対側に臥室が別棟として増築された事例。
(南入り3室A型、原型平面図は図-1の〔6〕)



事例-3 座敷に客厅をとり、障子を取り払って縁側まで一体化して、規模を拡大している事例。
(北入りたて中廊下型、原型平面図は付図-1の〔1〕)



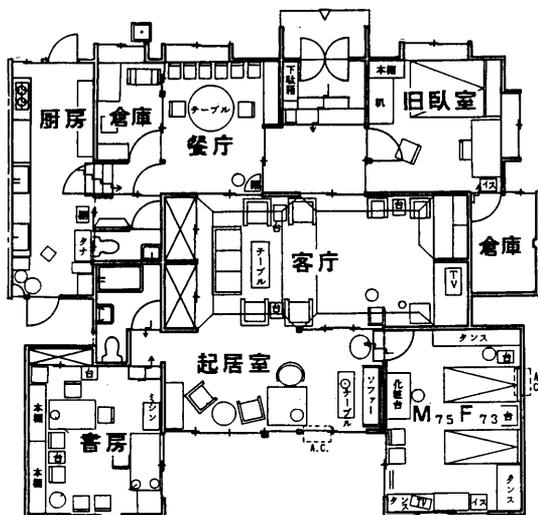
写真-1 座敷に客厅がとられた事例で、畳から板張りへ変更し、また障子を取り払い縁側まで拡大している。

3-4 主臥室の増改築と内部改修

主臥室^{注6)}は他の臥室に対し優先的にとられるのみならず^{注7)}、ベッド就寝の普遍化による規模要求が存在する。従って、夫婦寝室が確立されていない日本式住居に居住する場合には、居室の狭さを解決するため主臥室の増築や拡張がなされる場合が多い。

主臥室の位置と規模を単純家族と複合家族別にみると、主臥室の増改築はそれぞれ49例中12例、39例中13例あり、客厅の増築に比べ高い増築率である。しかもこれらは既存部の居室に比べおおむね室規模が大きく、中には10帖を超えるものもみられる（事例-4）。

主臥室が既存部に残る場合でも、相対的に広い部屋、例えば座敷〔a〕あるいは中廊下型住宅や北入り基本型での広い応接室〔d〕等、が主臥室に充てられるのが一般的である。更に規模拡大のため部屋の拡張を行うものも多



事例-4 増築により主臥室の規模とプライバシーを確保している事例。

（北入り基本型、原型平面図は付図-1の〔2〕）

くみられる。この場合、客厅の拡大のされ方と同様、縁側との間の仕切りを外して一体的に取り込むような簡単なものから、押入れ・床の間を取り払うもの（事例-5）、更に建て増しによるものなどがある。

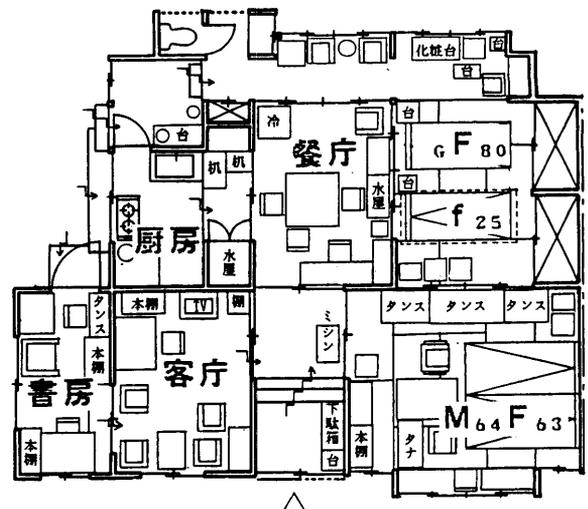
このように規模拡大が指向される主臥室では、ベッドや収納家具のみでなく、居間的な家具が持ち込まれ、就寝機能のみならず、夫婦あるいは家族の憩いの場としての機能も併せ持つ例がある。ソファやテーブルを持ち込んで夫婦の語らいに使用するもの、あるいはテレビを設置し、「夫婦」のみならず「家族」で見るといふものもある。また本棚・机を置き書房コーナーが設けられたり、更には独立した書房や夫婦専用のバスルームが付属した充実度の高い事例も散見される。

また主臥室のプライバシーに関連して、日本式住居の開放性に対する抵抗感が存在しており、少しでもプライバシーを高めようとする工夫がなされている。主臥室の主たる出入り口の建具は、既存部では引き違い戸が多いものの、3分の1程度がドアへ変更され、増築部ではドアが6割強を占めている。また間仕切りをふすまから板戸や板壁に変更したり、間仕切りに沿って家具を並べたり、あるいはらんまを紙や板でふさいでいるものが、特に続き間の2室がともに臥室としてとられている事例や、座敷が客厅で次の間に臥室がある事例に多い。

4. 住まい方の相違性

4-1 外部空間の構成の相違性

分析対象住戸である官舎の平面構成は、基本的には接客空間としての座敷系と家族の生活空間としての茶の間



事例-5 主臥室の規模確保のため、押入れ・床の間を取り払って拡張された事例。

（南入り4室型、原型平面図は図-1の〔10〕）

系の二つの系列の領域で成り立っている。北入り住戸では、接客空間の核となる座敷が玄関の奥に、家族生活空間の核である茶の間が玄関側に配置され、〔玄関－玄関の間－座敷－庭〕という構成をとり、主庭がアプローチの反対側に位置するのが特徴である。これに対して南入り住戸では、座敷が玄関側に、茶の間が奥に配置され、主庭はアプローチ側に位置することになる。

ところで、外部空間の観察調査によれば、アプローチ側の前庭は、鉢植えを並べたり植え込みを整えたりあるいは花壇を造ったりと主庭としての演出がなされるが、一方、反対側の後庭は増築スペースになりやすくサービスヤード、あるいは畑や菜園や家畜の飼育の場として、裏庭的な使われ方をされるものが一般的である。

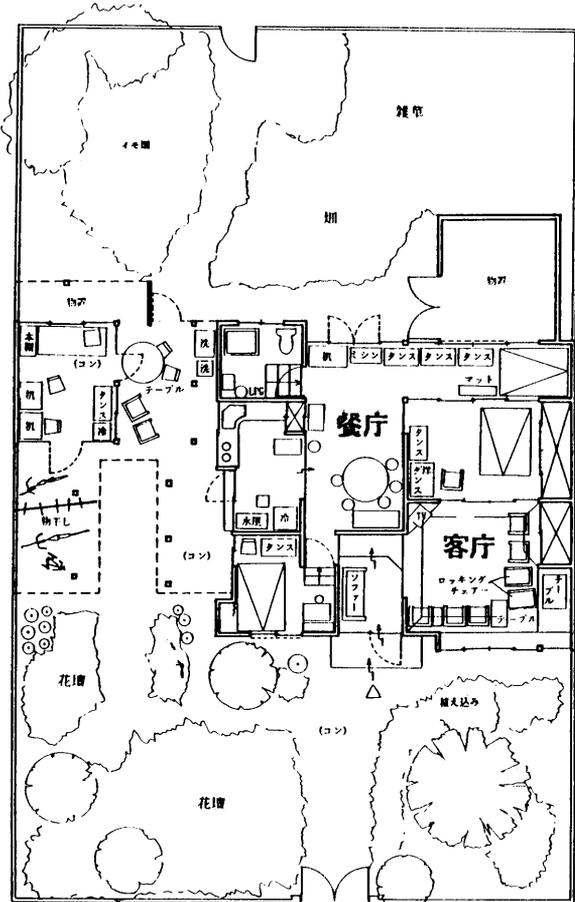
以上のような外部空間の構成を、居室のとられ方との関係でみてみると、日本的な構成方法との相違性が明確となる。客庁がアプローチ側に面して配置されるものは、主庭である前庭に客庁が接し、内部の居室のとられ方と外部空間の整合性があり安定し、また南入り住戸であれば本来の主庭の位置とも一致することになる（事例－6）。しかし客庁がアプローチ側でない場合は、内部と外部が整合しないことになるが、北入りの住戸で、座敷や続き間に客庁をとるものでも、多くはこの続き間の開口

面に沿って家具を並べたり、更には縁側外側に臥室等を増築したりして、後庭との視覚的・空間的つながりを遮断しており、北入り住戸では本来主庭であるべきこの後庭が裏庭的な使い方がなされ、相違性がみられる（事例－7）。

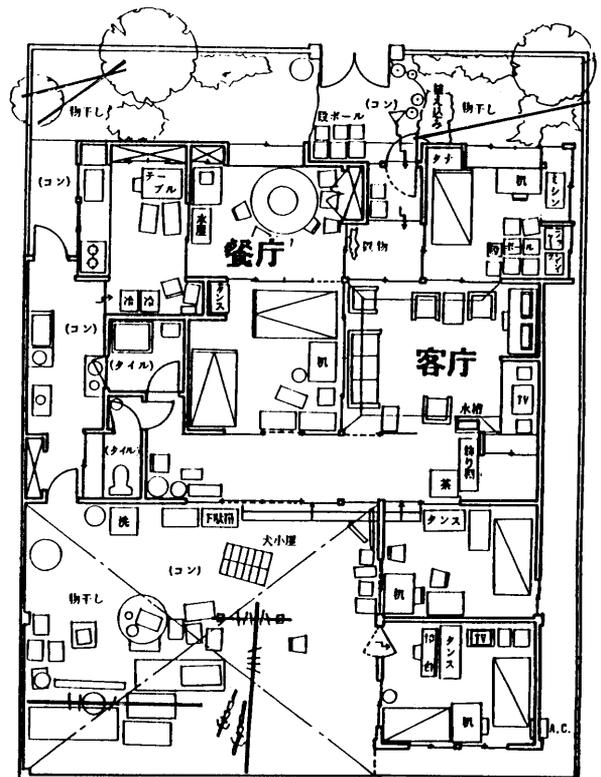
4-2 居室のとられ方の相違性

台湾の住居では、「庁」とそれ以外の家族の生活部分とは判然と区分され、「庁」の前面配置が保持されている。しかし、官舎の内部での居室のとられ方をみると、必ずしもそのような一定の原則は貫かれていない。

日本式住居の中で客庁の位置を決定しようとする際、伝統的な原則に則れば、①アプローチに対して前側に配置され、正面性（中心性）を保持し、同時に住居内動線の起点となること（以下、前面配置と略称）、②イス式の接客家具セットが置けるだけの安定した規模が確保されること（以下、規模確保と略称）の2点が主要な条件となる。また客庁とそれ以外の居室とのつながりで特に注視すべきは、臥室、餐厅・厨房そして便所への動線を確保して、それらの臥室通り抜けを回避しようとすることである⁽⁴⁸⁾。しかしながら、台湾の人々にとって異質な空間である日本式住居の平面構成の下で、これらの条件を



事例－6 南入り住戸で、客庁がアプローチ側に配置されて前庭に接し、内部と外部の整合性がとれた事例。



事例－7 北入り住戸で、座敷縁側の外側に臥室を増築して後庭を裏庭的に使用している事例。

満たそうとすると様々な^{あつれき}軋轢を生じ、居室のとられ方は一つには収束し得ずバリエーションを生じるのである。

南入り系列の住戸と北入り系列の住戸とで、客厅の位置と他の居室とのつながりに着目して、それぞれの居室のとられ方のパターンをモデル化すると図-2のようになり、それぞれの事例数を表-2に示す。

4-3 南入り住戸における居室のとられ方

南入り系列の住戸のうち、3室A型・D型と4室型では、玄関の脇に既存の居室の中で最大規模となる座敷〔a〕が位置する。従って、伝統的な原則による前面配置と規模確保を同時に満たすことができるこの座敷〔a〕に客厅がとられるのが基本となる〔S-1, 2, 3〕。このうち〔S-1〕では茶の間〔c〕に餐厅をとり、これを通り抜け空間として利用するために臥室の通り抜けの問題は起こらない(事例-8)。しかし、それ以外の事例では餐厅の規模確保要求や土間化要求⁽⁹⁾、あるいは厨房設備の老朽化に伴う更新の必要性、更には臥室数確保の要求に従って、餐厅・厨房を増改築して別に設け、茶の間〔c〕を臥室に充てることになり、餐厅への動線が必然的に臥室である茶の間〔c〕部分を通り抜けることになる。従って、茶の間〔c〕の一部を区画して通路を設けたり、あるいは大幅な改造を行って中廊下式の通路を設け対処するものもあり(事例-9)、通り抜け回避要求の強さが見受けられる〔S-3〕。このように、座敷〔a〕に客厅をとると、前面配置と規模確保は実現されるが、通り抜けに関しては不利な面が生じる。

表-2 居室のとられ方パターン別事例数

(南入り住戸)

	3室A型	4室型	3室D型	3室B型	3室C型	計
(S-1)	6		1			7
(S-2)	5	1				6
(S-3)	2	3	1			6
(S-4)	1	1			2	4
(S-5)	1	1		3		5
(S-6)		2			1	3
(S-7)	2	1	1	1		5
その他	1					1
計	18	9	3	4	3	37

(北入り住戸)

	コ字中廊下型	たて中廊下型	基本型	3室A型	3室B型	計
(N-1)	3		2			5
(N-2)	3	1	2			6
(N-3)	2		6	4		13
(N-4)	2		2	2		6
(N-5)	1	1	3			5
(N-6)		1	3			4
(N-7)		1	2			3
(N-8)			1	1		2
(N-9)	1					1
(N-10)	1				2	3
その他	1		1			2
計	11	2	8	7	2	21

*上段は乙種、下段は甲種

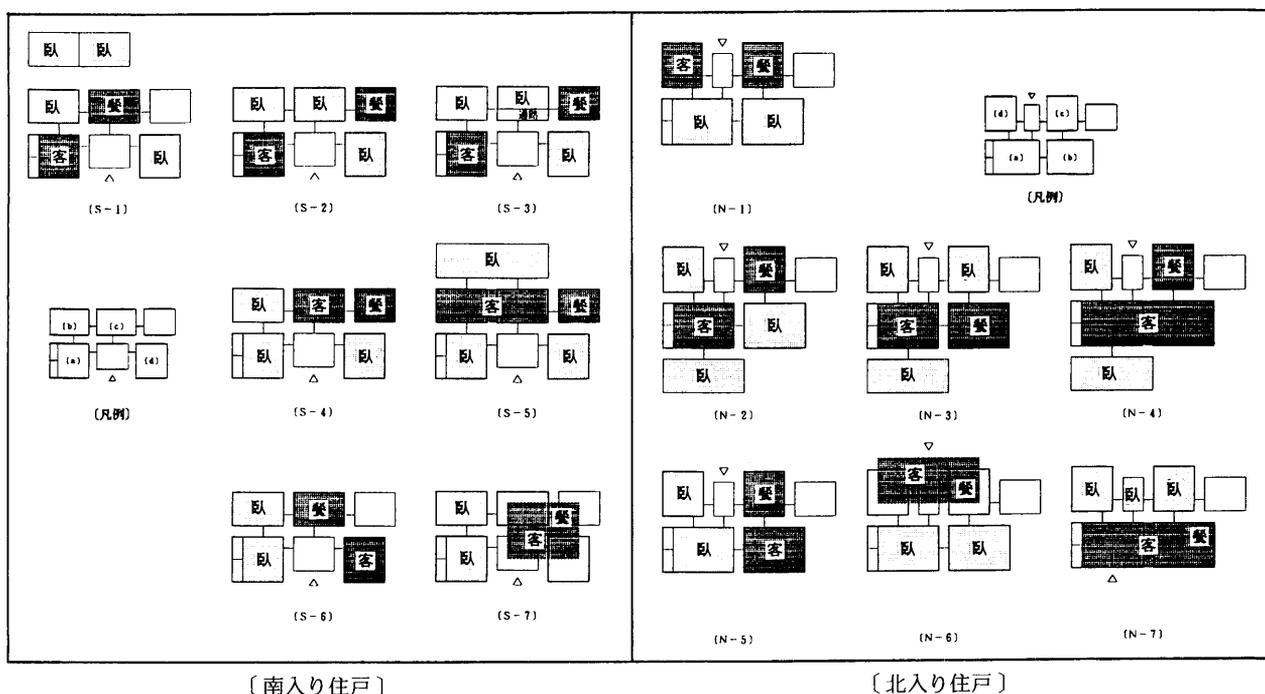


図-2 居室のとられ方パターンのモデル図

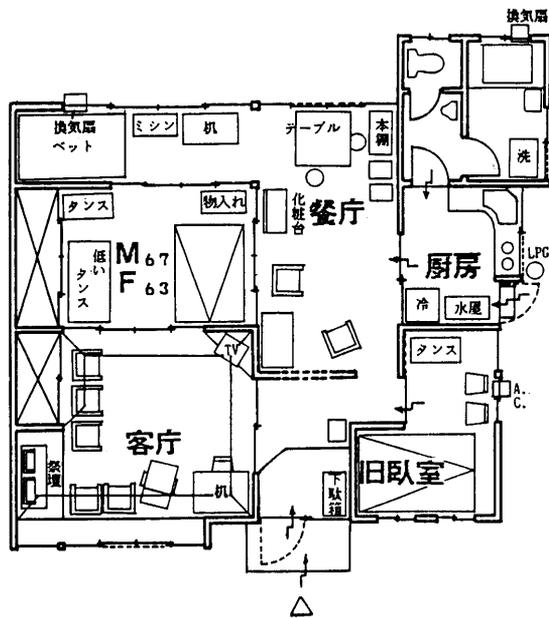
次に、〔S-4〕のように客厅を茶の間〔c〕にとるものがみられるが、この場合前面配置は満たされず、規模もさほど大きくはないが、座敷〔a〕・次の間〔b〕をそれぞれ安定した臥室に充て、臥室数を確保できる上に、客厅と隣接する餐厅との公室ゾーンが住居の中心となり臥室の通り抜け回避に有利である。更にこの発展型として、次の間〔b〕と茶の間〔c〕を一体化して客厅に充て、より積極的に規模を確保している例がみられる〔S-5〕(事例-10)。増築により臥室数は確保されており、い

れも高い独立性を有し充実した客厅を中心として配置されている。

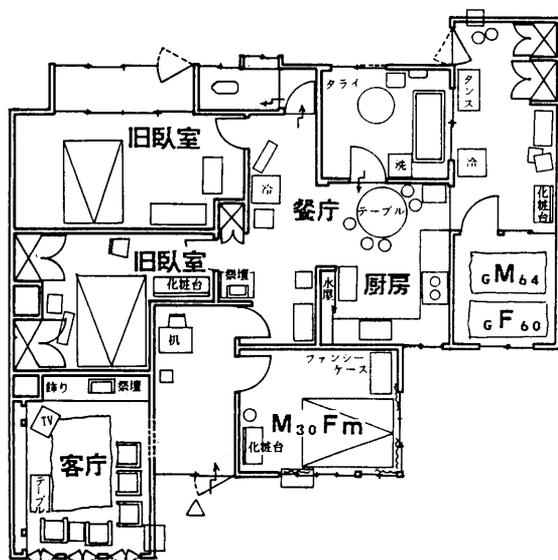
このように、客厅の前面配置よりも臥室の通り抜けの回避や、臥室の独立性の方を優先する動きも認められることができるが、伝統的な原則を貫こうとする姿勢が、客厅の増改築による確保という現象を通じて表れている。座敷〔a〕・次の間〔b〕を臥室として確保し、臥室の通り抜けを防ぎ、かつ客厅を前面配置しようとするとき、4室型で6帖規模の〔d〕がある場合は、ここに客厅を、また茶の間〔c〕に餐厅を充てることにより実現が可能となるが〔S-6〕、このような〔d〕が存在しない場合では、茶の間〔c〕と玄関部分を改築により一体化させたり(事例-11)、台所部分を改築したりして客厅に充て、規模要求や通り抜け回避のみならず、前面配置をも同時に獲得している〔S-7〕。これらはいずれも、入居時における居室の決定順位のヒアリングで主臥室最優先を掲げており、実際、座敷〔a〕(8~12帖)に主臥室を構えて、続き間を安定した臥室ゾーンとしている。

3室B型およびC型は、他の南入り住戸とは平面構成に差異があり、特にB型では玄関脇の座敷〔a〕の規模が小さく、4例中3例までが最大規模を有する隣接の〔b〕に客厅がとられている。これらは、客厅の規模確保と通り抜けの回避、更に臥室の独立性確保を実現している〔S-5〕。残る1例は玄関まわりを改築して客厅に充て、前面配置を増改築により実現している〔S-7〕。

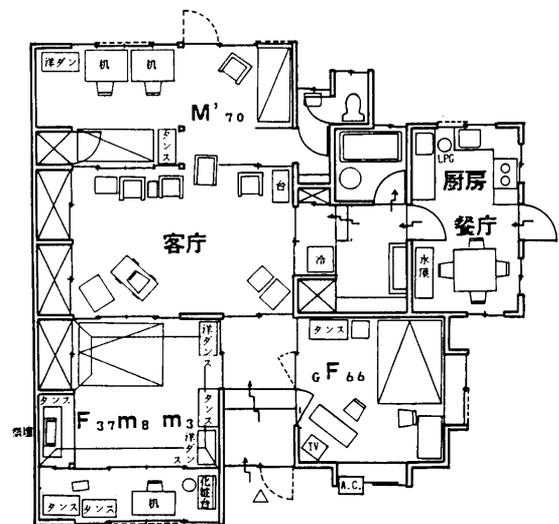
最後に次の間〔b〕が玄関の正面に位置するC型では、この〔b〕に客厅をとるものが3例中2例で、これらは座敷〔a〕を臥室に充て客厅で通り抜けを処理している〔S-4〕。また、1例は座敷〔a〕と次の間〔b〕を臥室に充て、



事例-8 客厅を座敷にとり、また餐厅を茶の間にとりて通り抜けを処理する事例。
(南入り3室A型、原型平面図は付図-1の〔3〕)



事例-9 大幅な改造を行って中廊下式の通路を設け、臥室の通り抜けに対処する事例。
(南入り4室型、原型平面図は付図-1の〔4〕)

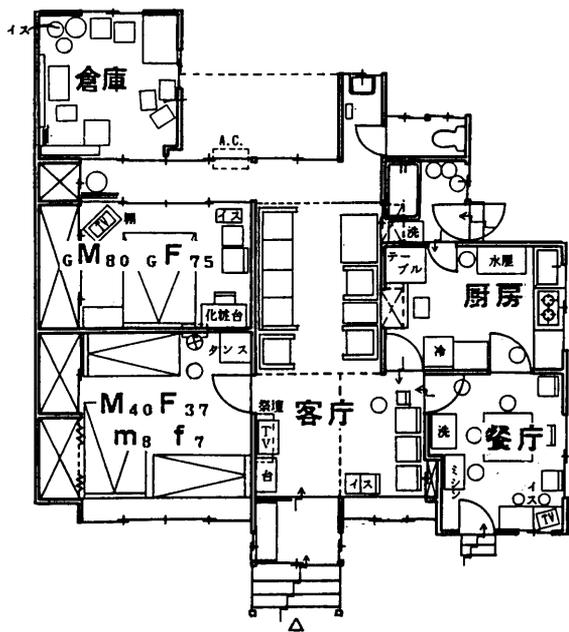


事例-10 次の間と茶の間を一体化して客厅に充て、公室中心的に各臥室の独立性を高めている事例。
(南入り4室型、原型平面図は付図-1の〔4〕)

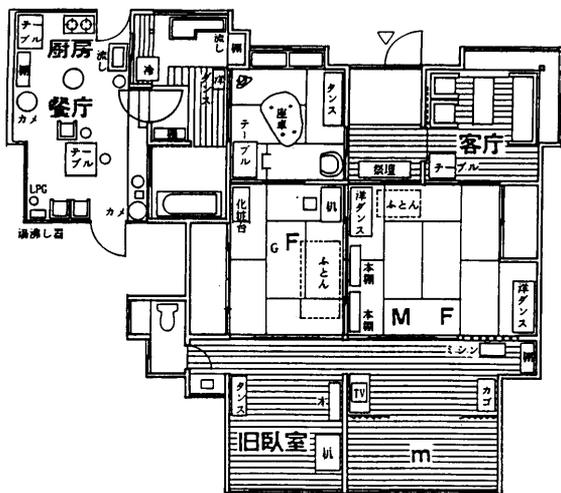
茶の間〔c〕に客厅をとり、規模は小さいが前面配置されている。

4-4 北入り住戸における居室のとられ方

北入り系列のうち、8帖以上の規模を有し、座敷〔a〕と同等あるいはそれ以上の規模を持つ玄関脇の応接室〔d〕が存在する住戸（以下、北入り乙種と呼称）は、この応接室〔d〕に客厅を充てることにより前面配置と規模確保を満たすことができるが〔N-1〕、それ以外の住戸（以下、北入り甲種と呼称）は、これらの条件を同時に



事例-11 茶の間と玄関まわりを改築により一体化して、客厅の規模と前面配置を確保する事例。
（南入り4室型、原型平面図は付図-1の〔5〕）

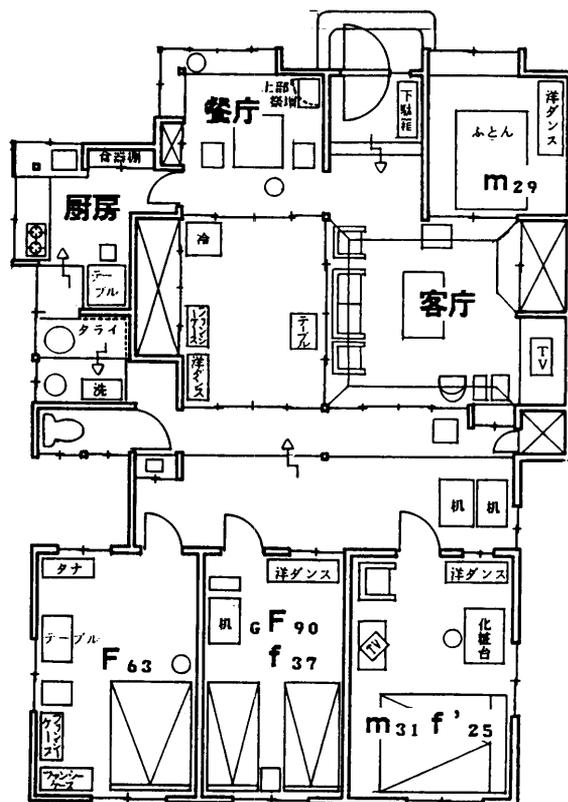


事例-12 前面配置要求の強さから、規模の小さい玄関脇の居室に客厅をとる事例。
（北入り基本型、原型平面図は付図-1の〔6〕）

満たす客厅にふさわしい居室が存在しない。しかし、規模確保が実現されないこの〔d〕に客厅をとるものもあり

〔N-1〕、前面配置要求の強さを窺うことができる（事例-12）。しかしこの場合には、続き間部分の通り抜けが発生するため、通り抜けを回避し同時に規模確保を実現することができる座敷〔a〕に客厅を充てるものが多くなる〔N-2, 3〕（事例-13）。この場合アプローチに対する客厅の前面配置は実現されないが、臥室の独立性が高くなるというメリットがある。

ところで、北入り乙種においても、座敷に客厅をとるものがかかりみられる〔N-2, 3〕。このうち、コ字中廊下型ではもともと動線を確保するために中廊下が発生したこともあり、通り抜けの問題は発生しないが、それ以外の住戸では〔d〕に客厅をとった場合、便所への動線や続き間の裏側に臥室が増築された場合のそれらへの動線が臥室である続き間部分を通り抜けることになる〔N-1〕。従って、前面配置は保持されなくても、この座敷〔a〕を客厅に充てることによりその通り抜けを回避でき、かつ縁側拡大等により規模拡張も容易に可能となる〔N-2, 3〕。客厅の強い規模指向は、通り抜けの問題が存在しない中廊下型においてもこの座敷〔a〕-客厅をかかなりの数存在せしめることになり、またこの場合〔d〕が広くて安定した洋室の臥室となることや、次の間



事例-13 座敷を客厅に充て、規模の確保と増築臥室への動線通り抜けの回避を実現する事例。
（北入り基本型、原型平面図は付図-1の〔7〕）

〔b〕の臥室等の独立性が高められるというメリットも併せ持っている〔N-2, 3〕。

このように、北入りにおいては座敷〔a〕に客厅をとるものが多くみられるが、そのうち茶の間〔c〕を臥室にとり、餐厅を次の間〔b〕に充て、続き間を客厅+餐厅の公室ゾーンとするものがある〔N-3〕。これらは、通り抜け回避と臥室の独立性確保が同時に実現でき、更にそのうち半数の例で座敷〔a〕と次の間〔b〕の間の間仕切りを取り払い、更にはそで壁をも取り払って空間的に続き間を一体化するなど、公室中心的な住まい方を実現している(事例-14)。更には増築によって臥室数に余裕があり客厅の規模指向が一層強まると、続き間全体を客厅に充てるものがあり、そこではイスやソファ等の家具を多く持ち込んだり、続き間の中をゾーニングして接客のゾーンと家族のゾーンとに分けたりと、充実度が高くなっている〔N-4〕(事例-15)。

以上、客厅の規模を拡大して充実させていく動きがある一方で、臥室を安定して確保する例も存在する。客厅を次の間〔b〕にとるものが2例みられるのは、まさに臥室安定要求の高まりが相対的に客厅の規模要求を弱めたからである。これらは、いずれも入居時の居室の決定順位で主臥室最優先と答えており、実際、座敷〔a〕や〔d〕に安定した臥室がとられている〔N-5〕。

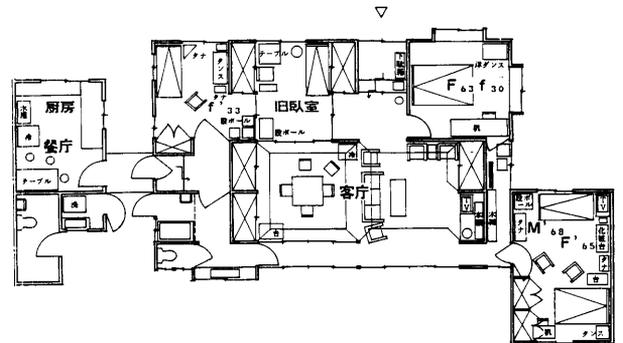
北入り住戸では、南入り住戸に比べて前面配置を実現しているものが少ない。それは北入りの既存の平面構成では、客厅の規模充実や臥室の安定・通り抜け回避などの住要求が、前面配置要求を抑制せざるを得ないからである。しかしながら伝統的な原則の実現要求は根強く、南入り住戸の場合と同様に客厅の増改築を伴って顕在化

する〔N-6〕。〔d〕の前側に客厅を増築する事例、玄関部分と台所部分を改築して土間式の客厅に改造する事例である。そして更に、続き間ないしは縁側部分に安定した客厅をとったまま、アプローチの縁側への付け替えという手段により、前面配置を獲得するものがみられ〔N-7〕、これらでは通り抜けの回避はもちろん、客厅を中心に配して臥室の独立性・安定性も同時に保持されている(事例-16)。しかし、これはアプローチの変更が可能となる敷地の接道条件が得られるときに実現可能な方法である。

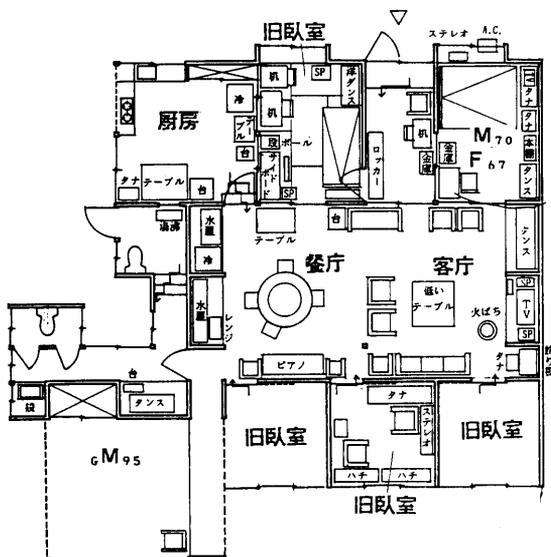
5. まとめ

1) イス座(ベッド就寝)の起居様式の場合、各居室の機能は単一的で、3・4室の小規模住居では住生活に必要な基本的居室さえも確保できないため、臥室を主とする増築が大半の世帯で行われている。

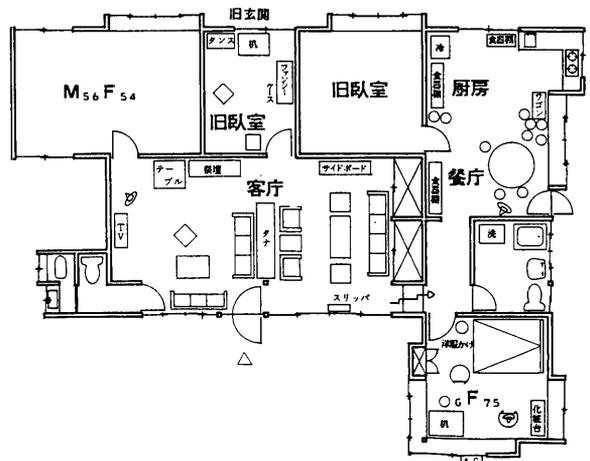
2) 客厅は、他の居室に対し優先的にとられ、アプローチに対する前面配置が可能な事、イス座家具が置ける規



事例-15 続き間全体を客厅に充て、更にその中を接客のゾーンと家族のゾーンとにゾーニングする事例。
(北入り基本型、原型平面図は付図-1の〔9〕)



事例-14 続き間を客厅+餐厅に充て、更に間仕切りやそで壁を取り払い、公室ゾーンとして一体化している事例。
(北入り基本型、原型平面図は付図-1の〔8〕)



事例-16 続き間を客厅に充て、アプローチを縁側に付け替えることにより、前面配置を実現している事例。
(北入りコ字中廊下型、原型平面図は付図-1の〔10〕)

模が確保されている事が原則である。

これらの条件を満足する住戸タイプでは客厅の位置は安定するが、南入りでも玄関脇の座敷〔a〕の規模が小さい場合には、規模が優先され次の間〔b〕や茶の間〔c〕に客厅がとられる。また北入り3室、基本型でも規模が優先されて座敷〔a〕が客厅となる場合が多く、増築・改修により規模を拡大し、更に建具を取り払い続き間全体をワンルーム的に客厅とする住まい方もみられる。

3) 主臥室は客厅に次いで優先される居室であり、ベッド就寝が一般的で、かつ臥室内にも居間の家具が持ち込まれる事例も多く、一定の規模とプライバシーが要求される。従って、既存部分にこうした条件を満たす居室がとれない場合には増築により広い主臥室を確保し、同時にプライバシーの問題も解決している。一方、既存部に比較的広い居室がある場合はそこが主臥室に充てられるが、規模拡大のため部屋の拡張を行ったり、プライバシー確保のため部屋の間仕切りをふすまから板壁に変更したり、大型家具を隣室との境に配置するなどの工夫がなされる。

4) 以上から、今日台湾に残る日本時代官舎に共通してみられる大幅な改変は、主要には居室数の不足と居室の狭小性およびプライバシーの欠如を原因とする、居住世帯による増改築によりもたらされたものであることが明らかである。

5) 官舎の外部空間の現状の使われ方は、台湾における構成方法に従い、アプローチ側の庭が主庭としてしつらえられ、反対側が裏庭として使われるのが基本である。従って、南入り住戸の場合は、本来の主庭の位置とも合致するが、北入り住戸の場合は、本来は主庭となるべき後庭が裏庭とされるものが大半であり、外部空間に対する考え方の相違性が明瞭に表れる。

6) 住戸内の居室のとられ方においても、相違性ととともに、そのバリエーションがみられる。客厅は伝統的な原則に則って、前面配置と規模確保を実現できる位置に配置しようとする要求があるが、南入り住戸で、玄関脇に最大規模を持つ座敷を有するもの、あるいは北入り住戸で座敷と同等かそれ以上の規模を持つ玄関脇居室を有するものでは、それらを客厅に充てその位置は安定するが、それ以外では客厅にふさわしい空間が存在しないため、客厅の位置が安定せずバリエーションを生ずる要因となる。また、客厅を前面配置すると、その奥に臥室をとった場合中廊下型以外では臥室や便所への動線の臥室通り抜けが発生するため、前面配置要求を抑制し、結果として客厅が住居中央部にとられることになる。更に、より広く充実した客厅ないしは公室ゾーンを指向する要求、安定性・独立性の高い臥室の要求が居室のとられ方の多様性をもたらしている。しかしまた一方で、客厅の増改築による客厅の前面配置やアプローチの付け替えも

存在しており、多様な住要求とともに、伝統性の根強さを顕著に示している。

謝 辞

本研究を遂行する上では、成功大学・呉讓治教授、逢甲大学・黄漢泉副教授並びに各研究室の大学院生・学生のかたがたの多大なご協力を得た。また、調査及び資料整理に当たっては、文一智(九州大学大学院)、幾竹信昭(九州大学学生)、蔡武璋(九州産業大学大学院)諸氏の協力をいただいた。末尾ながら記して感謝の意を表します。

〈注〉

- 1) 参考文献(4)(5)等。
- 2) 基隆, 台北, 新竹, 台中, 彰化, 斗六, 虎尾, 嘉義, 新營, 台南, 高雄, 花蓮の各都市。
- 3) ここでいう現室数とは、既存の室数と、既存室とは別に間仕切りにより区画された増加分の室数の合計であり、現在での総室数となる(ただし、台所は除く)。
- 4) 増築による室数の増加とは、既存部分とは別に居室が形成されるもので、一方、改築によるものは、既存部分の一部に手を加えることにより居室を形成するものとする。
- 5) 住まい方事例の中の記号は(付表-1)による。
- 6) 複合家族の主臥室は、老夫婦臥室と若夫婦臥室の両方で分析する。ただし、若夫婦臥室が2つある事例が1例含まれる。なお、夫婦別寝が単純家族で4例、複合家族で2例みられるが分析から除外する。
- 7) 入居時の部屋決定の優先順位のヒアリングで回答があった55例のうち、主臥室最優先が20例、客厅に次ぐもの32例である。
- 8) ここで問題になるのは、臥室の通り抜けであり、客厅や餐厅など公室の通り抜けは、問題としないことにする。
- 9) ただし、この場合の土間化というのは、必ずしも土足式の土間を意味せず、床高を落としてタイルや人造石等の床仕上にし、スリッパにはきかえる程度のもが多い。

〈参考文献〉

- (1) 木村徳国：日本近代都市独立住宅様式の成立と展開に関する史的研究
- (2) 平井 聖：日本住宅の歴史, NHK ブックス
- (3) 大河直躬：住まいの人類学, 平凡社, S. 61. 9
- (4) 九州大学青木研究室：中流住宅の平面構成に関する研究(1)(2)
- (3), (勘新住宅普及会 住宅建築研究所報No.10~12, 1983~85)
- (5) 青木正夫：明治以降の住様式の変化・発展に関する一考察, (勘新住宅普及会 住宅建築研究所報No.12, 1985)
- (6) 青木正夫・他：台湾における日本時代官舎の変容に関する研究 第1報~第5報, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 1986~87
- (7) 郭 永傑・他：増改築による住空間の変容とその要因 台湾における日本時代官舎の変容に関する研究 I 日本建築学会計画系論文報告集第381号 S. 62. 11

付表-1 室名の凡例

(3世代の場合)	(2世代の場合)	(1世代の場合)
♂M ♀F	M F	M F
M F	m f	
m f		

* Mmは男性、F fは女性を表す。

* M' F' は係系家族を表す。

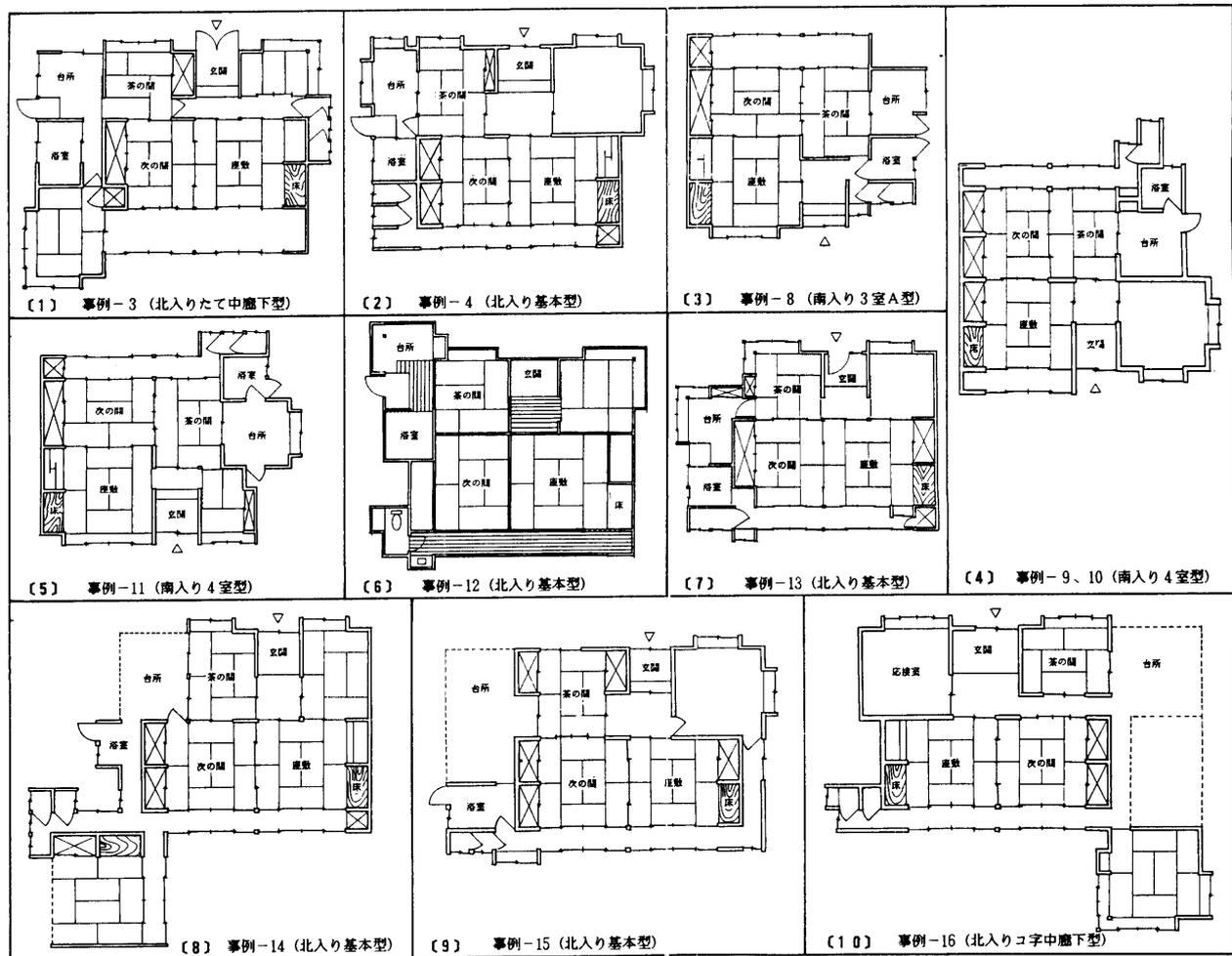
* 数字は年齢を表す。

- (8)郭 中端・堀込憲二：中国人の街づくり，相模書房，S. 55. 3
 (9)郭 中端：台湾の日本植民地民家，日本民俗建築学会，1986.
 11
 (10)鈴木成文・他：日本と韓国の住居の近代化過程の比較考察（叻
 新住宅普及会 住宅建築研究所報No.13，1986

- 黄 世孟 台湾大学副教授
 江上 徹 九州産業大学助教授
 中園 真人 九州大学助手
 郭 永傑 九州大学大学院
 金澤 陽一 同上
 村木 洋一 同上

〈研究組織〉

- 主査 青木 正夫 九州大学教授
 委員 坂本 磐雄 九州産業大学助教授



付図-1 各事例の原型平面図